

## 第2回福岡県環境影響評価専門委員会 議題に係る意見・対応

## 県基準(案)について

No.	質問・意見	対応
1	前提条件として、環境影響評価の対象となっている規模のものが促進区域の対象施設となるのか。	環境影響評価法や環境影響評価条例の対象となる規模の施設に限るものではない。
2	配慮書が省略されることとなるため、配慮書と同等の調査をするようにし、後から問題にならないようにしてほしい。	環境影響評価制度を所管している自然環境課と連携し、配慮書の趣旨を踏まえた上で、県基準案を設定している。
3	基準案4ページの(1)促進区域に含めることが適切でないと思われる区域の最後の2行について、特例事項該当の場合を除いて、促進区域に含めることができない旨記載した方が良い。	資料5の3ページ(1)のとおり、修正。
4	ラムサール条約湿地が除外すべき区域に入っているが、将来登録された場合を想定しているのか。	貴見のとおり。
5	「自然環境保全地域」の特別地区は、福岡県にはないのか。	国指定のものはないが、県指定のものは、久山町の猪野自然環境保全地域などが存在。
6	「玄海国定公園」の第1種特別地域はないのか。	生の松原や海の中道などが存在。
7	建設時に要配慮なのか、供用開始後も要配慮なのか区別がはっきりしない記載があるため、どの時点での配慮なのかわかるように記載してほしい。	建設時の工事の影響は、その手法を検討することで、概ね環境保全を確保できるため、主に供用開始後の影響から県基準を検討。 なお、地域脱炭素化促進事業の認定では、特例としてアセスの配慮書が省略できるが、その配慮書の段階においても、手引きなどで供用の影響により重大な影響を受ける可能性が高いものを考えることとなっている。
8	県基準は事業地の検討ではなく、促進区域の検討のためのものであるため、アセスと同じ記載内容ではないけない。市町村が計画づくりの際に注意することという前提の書きぶりにするべき。	資料5の各対象施設の(2)考慮すべき区域・事項において、「適正な配慮のための考え方」を「市町村が促進区域を設定するにあたっての考え方」と「事業計画認定にあたっての考え方」に分割。
9	ラムサール条約湿地や鳥獣保護区の箇所では、「周囲1kmの範囲の周囲において、鳥獣の生息に著しく影響を及ぼすおそれの無いよう配慮すること」との記載があるが、この周囲とは1kmの範囲に含まれない、その周囲ということか。	貴見のとおり。 周囲1kmは原則として避けてもらうが、鳥類の特性上足りないところもあるので、さらにその周囲も影響を及ぼさないように、場所を選定してくださいという意味である。
10	希少動植物種については、盗掘等を避けるため、県HPでは詳細な地点を示されていないと思うが、事業者に対して、どこから情報が提供されるのか。また、問い合わせでも小さくても市町村単位程度での情報だと思うので、その市町村単位で配慮していただくという理解で良いか。	本県保健環境研究所HP「福岡県希少野生生物分布情報」( <a href="http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html">http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html</a> )において、希少動物の生息が確認されているメッシュ(約1km四方の区域)が掲載されているので、主にこちらを確認・参照いただくことを想定している。
11	災害廃棄物の仮置き場や避難する公園などはいざという時のため、空き地になっているが、第三者から見たら空き地であり、有効利用しようとなりかねない。県としてはどこまで記載するのか。	資料5の9, 14, 21ページの各対象施設の(2)考慮すべき区域・事項において、「その他福岡県が必要と判断するもの」に収集すべき情報「災害時の避難所や災害廃棄物の仮置き場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等」を追加。

No.	質問・意見	対応
12	風力発電は資材が大きいので、山の尾根に作る場合、運ぶための工事用道路を作ることになる。これは環境影響が大きいので、どのように制限するか検討した方がよい。	資料5の11, 12ページの風力発電の(2)考慮すべき区域・事項において、環境配慮事項「土地の安定性への影響」の市町村の考え方に追記。
13	風力発電やバイオマス発電において、浸水に関する適正な配慮のための考え方についての記載があるが、風力発電の場合はパワーコンディショナーに相当するものは羽根のところにあり、バイオマス発電の場合は建屋の中にある。発電施設の構造を踏まえた記載をしてほしい。	風力やバイオマスに関する国の事業計画策定ガイドラインでは、浸水による感電のおそれは指摘されていなかったため、ご指摘を踏まえ削除。
14	促進区域でないと発電施設を作ってはいけないということなのか。バイオマス発電の場合、地産地消の観点から、山の中でやるのが効率的である。バイオマス発電について、保安林を伐採し、旅館が小規模なバイオマス発電を作ることがあるかもしれないが、そういうものを想定する必要はないか。	促進区域は、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業の対象となる区域であるため、促進区域でなくても発電施設を設置することは可能。この場合、地域脱炭素化促進事業の特例を受けることはできないが、従前どおり個別法に準じて手続きを行うこととなる。バイオマス発電については、保安林を除外する区域としているため、促進区域に設定できない。
15	バイオマス発電は、小規模火力発電施設並みの設備になり、太陽光・風力とは異なるため、バイオマス発電の特性を踏まえた書きぶりにすべき。	建屋内に設置しない小規模なバイオマス発電(2,000kW未満)について、これまで自然環境課に相談が寄せられたことがあるため、太陽光・風力と同様に、小規模なバイオマス発電で配慮が必要な事項については、現行のまま掲載する。
16	基準案21ページの例示において、ゴルフ場跡地や工場跡地は、電力搬出に関する設備が十分に用意されていること、近くまで送電施設が整っているということも記載した方がよい。	資料5の22ページのとおり修正する。
17	例示に関して、少子化に伴い地方の小学校・中学校では出てくるとされるため、廃校を追加してはどうか。また、耕作放棄地・休耕地が日本に40万ヘクタール以上あり、後継者不足などで荒地になっているところも多いため、追加してはどうか。さらに、環境省では水面での太陽光パネルを奨励しているため、追加してはどうか。	廃校については、公共遊休地で読み込めるようにしている。耕作放棄地・休耕地については、「農用地区域外での農業上の再生利用が困難な荒廃農地」を追加。水面利用については、市町村の要望があれば、利用ルール等の策定を検討することとしているため、追加しない。
18	ため池等は、野鳥の生息地になっているものもあり、配慮すべき点もあるため、例示に記載しないまでも、対応を検討しておいた方がよい。	資料5の6ページの環境配慮事項「水の濁りによる影響」や7ページの環境配慮事項「土地の安定性への影響」で、涵養機能等に留意した事業計画とするよう記載している。
19	基準案22ページにグリーンスローモビリティの導入・活用について記載があるが、福岡県でも例があるのか。	県内の状況については把握できていないが、交通政策課などで検討等されている。
20	基準案23ページの8留意事項において、市町村が促進区域を設定する際に、有識者や地元の代表などで構成する協議会を設置して、しっかり検討してくださいということを記載しておいた方がよい。	資料5の24ページにその旨追記。